２０２６年度版

商工会会員の皆様へ

全国商工会経営者休業補償制度

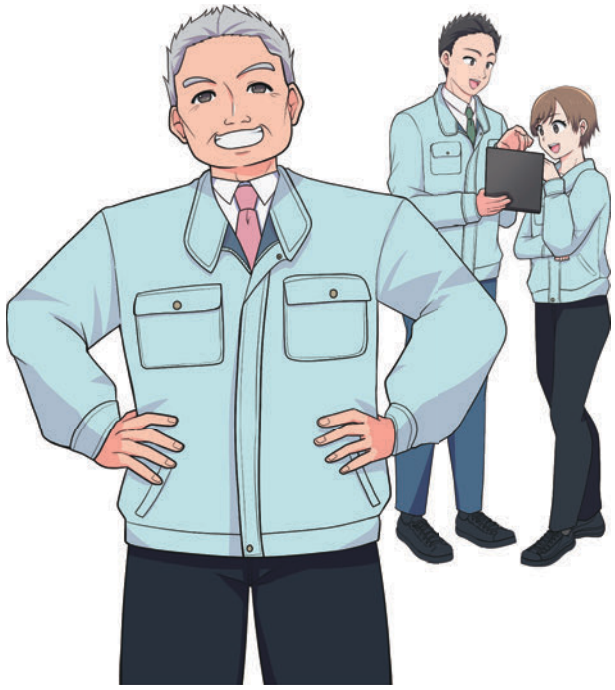
商工会の休業補償制度のご案内

（団体総合生活保険）

「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万一に備える

最大36%割引*1

リスクに備える充実の補償で
会員の皆様やご家族の生活をお守りします！



“もしも”に備えて様々な補償をご用意しています。

病気やケガで働けない時への備え
一年休業補償(所得補償)

病気やケガで長期間働けない時への備え
長期休業補償(団体長期障害所得補償(GLTD))

介護補償

保険期間 2026年 10月1日 午前０時から
2027年 10月1日 午後４時まで

募集期間 2026年 7月21日から
2026年 9月30日まで

※更新時の始期時刻は午後4時となります。

＊１ 割引の詳細は「休業補償制度の特徴」をご確認ください。

全国商工会連合会

信頼の商工会の制度、だから安心。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

休　業　補　償　制　度　の　特　徴

全国77万の会員が所属する商工会のスケールメリットをいかし、割安な保険料でご加入いただけます。

■最大３６%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：２０%適用、損害率による割引：２０%適用

※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*1、保険料の払込みは便利な口座振替

■自動セットの充実したサービス！ *2

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康･暮らしのサービスが自動セット

■ご家族も加入できる！ *3

*1 加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
*2 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。
*3 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

目　次

- 保険の対象となる方(被保険者)について
- 補償ラインナップ(基本補償)


一年休業補償(所得補償)(病気やケガで働けない時への備え)


長期休業補償(団体長期障害所得補償(GLTD))(病気やケガで長期間働けない時への備え)


介護補償(介護への備え)

- サービスのご案内
- 告知の大切さに関するご案内
- 団体総合生活保険　補償の概要等
- 所得補償基本級別一覧
- 重要事項説明書
- ご加入内容確認事項(意向確認事項)
- お申込み方法

保険の対象となる方(被保険者)について

1．「保険の対象となる方(被保険者)ご本人＊1」としてご加入いただける方

		所得補償	団体長期障害所得補償(GLTD)	介護補償
① 商工会会員およびその事業者の役員･従業員、商工会の職員		○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	△ S2タイプは配偶者(家事従事者)に限る	×	△ 両親、配偶者、配偶者の両親に限る
	①の方と同居されているご親族	×	×	×

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人＊1について年齢＊2等の加入条件があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
＊2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

2．保険の対象となる方(被保険者)の範囲

	本人型
① ご本人＊1	○
② ご本人＊1の配偶者	－
③ ご本人＊1またはその配偶者の同居のご親族	－
④ ご本人＊1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	－

＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
（１）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思＊1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
（２）同居 ：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)。
（３）親族 ：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
（４）未婚 ：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

＊1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償ラインナップ(基本補償)

一年休業補償(所得補償)(病気やケガで働けない時への備え)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(７日)を超えた場合に、
最長１年保険金をお支払いします。*2

*1　保険金をお支払いしない期間をいいます。
*2　骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

［天災危険補償特約］　＜追加補償＞

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをして働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。

［精神障害補償特約(ハ)］　＜追加補償＞

所定の精神障害により働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

＜保険金のお支払い方法＞

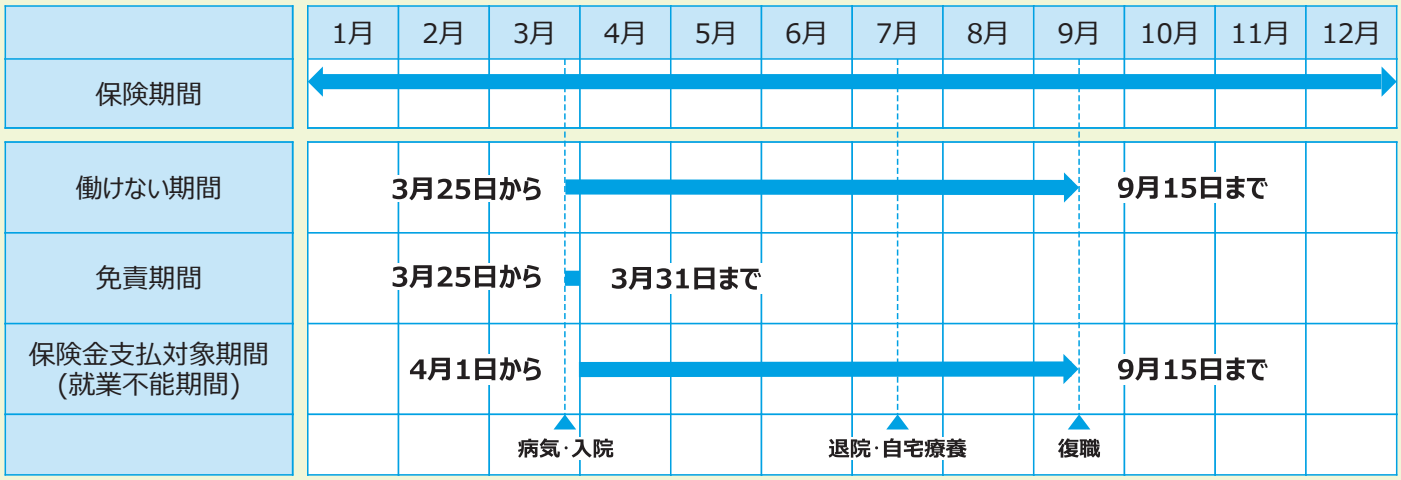
下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

【例　免責期間７日間のタイプにご加入の場合】

・職業：一般事務従事者
・平均月間所得額：40万円
・所得補償保険金額：20万円
・てん補期間：1年間
・免責期間：7日

Ａさん(35歳)は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。
この場合お受け取りいただく保険金は？

«免責期間»
3月25日～3月31日(7日間)
«保険金支払対象期間(就業不能期間)»
4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計
«お支払いする保険金»
(20万円×5か月)＋(20万円×15日/30日)＝**110万円**
※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。





©東京海上日動

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額･保険料表(1口あたり)

保険期間：１年間
団体割引：２０%､損害率による割引：２０%

UNIT		UNIT1				
型		本人型				
タイプ名		S1タイプ				S2タイプ
職種		基本級別１級	基本級別２級	基本級別３級	基本級別４級	家事従事者*2
てん補期間*1		１年	１年	１年	１年	１年
免責期間		７日	７日	７日	７日	７日
加入限度口数		９９口	９９口	９９口	９９口	１８口
天災危険補償特約		○	○	○	○	○
精神障害補償特約(ハ)		○	○	○	○	○
家事従事者特約*2		－	－	－	－	○
所得補償保険金額(月額)		1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
保険料(月払)	１５～１９歳	40円	50円	60円	70円	30円
	２０～２４歳	60円	70円	90円	100円	40円
	２５～２９歳	70円	80円	100円	120円	50円
	３０～３４歳	90円	100円	120円	150円	60円
	３５～３９歳	110円	130円	150円	180円	70円
	４０～４４歳	140円	160円	190円	230円	90円
	４５～４９歳	170円	190円	220円	270円	110円
	５０～５４歳	190円	220円	260円	320円	120円
	５５～５９歳	200円	230円	270円	340円	130円
	６０～６４歳	210円	250円	290円	350円	140円

【所得補償保険金額･ご加入口数に関するご注意】
被保険者(保険の対象となる方)おひとりにつき､最低10口以上1口単位でお申し込みください｡(家事従事者は18口限度)
所得補償保険金額･ご加入口数は､**現在の平均月間所得額***3**以下**(85%以下を目安)で､設定してください｡就業不能となった時の平均月間所得額*3を上回る部分については保険金をお支払いできません。
※転職･退職等により､保険期間の中途で**平均月間所得額***3**がご加入時の額より減少**した場合は､所得補償保険金額等の見直しを行ってください。

※保険料の他に代表証券番号ごとに制度維持費７０円が加算されます。
※損害率による割引は､天災危険補償特約には適用されません。
※各タイプにつき､｢金額｣または｢○｣の記載がある特約はセットしており､｢－｣の記載がある特約はセットしておりません。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*4によって異なります｡表示の保険料は､基本級別１級の方､基本級別２級の方､基本級別３級の方､基本級別４級の方と家事従事者*2(家事従事者特約をセットしている場合のみ)の方を対象としたものです｡それ以外の方は､《お問い合わせ先》までご連絡ください。
※基本級別１級から４級についての詳細は､｢所得補償基本級別一覧｣をご確認ください。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は､年齢*4が満１５歳以上の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。
*2 家事従事者としてご加入できるのは､日常､家事に従事される方(炊事､掃除､洗濯および育児等に従事される方)で､かつ､職業に就かれている場合は､その職業が基本級別１級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事者特約がセットされ､入院時のみの補償となります。)。それ以外の方は､《お問い合わせ先》までご連絡ください。
*3 直前１２か月における保険の対象となる方ご本人の所得*5の平均月額をいいます(ただし､家事従事者特約*2をセットしているタイプは､183,000円となります。)。
*4 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*5 ｢加入依頼書等に記載の職業･職務によって得られる給与所得･事業所得･雑所得の総収入金額｣から｢就業不能の発生にかかわらず得られる収入｣および｢就業不能により支出を免れる金額｣を控除したものをいいます。

最大９９口までの設定が可能です。
１００口以上の保険金額を設定する場合は､上記保険料と異なりますので､代理店にお問い合わせください。

更新前のご契約に事故があった場合に､ご契約を更新いただくことができない病気･症状の一覧

悪性新生物	●がん(悪性新生物､癌､悪性しゅよう､肉腫､白血病､悪性リンパ腫､骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物､上皮内癌､CIS､CIN3､子宮頚部の高度異形成を含む)
循環器系の病気･症状	●脳卒中(脳出血､くも膜下出血､脳梗塞､脳血栓､脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症､心筋梗塞､不整脈､心房細動､心室細動､心不全､心筋炎､心筋症､心肥大､弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤､動脈の閉塞･狭窄を含む)
消化器系の病気･症状	●胃潰瘍　●十二指腸潰瘍　●肝炎(A型肝炎をのぞく)　●肝硬変　●慢性膵炎
呼吸器系の病気･症状	●ぜんそく(気管支喘息)　●慢性気管支炎　●肺気腫
泌尿･生殖器系の病気･症状	●腎不全　●腎硬化症　●慢性腎炎　●ネフローゼ
眼の病気･症状	●眼底出血　●網膜の病気
その他の病気･症状	●糖尿病(高血糖､糖尿病の合併症を含む)　●結核　●免疫不全症　●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む)　●精神の病気(アルコール･薬物依存を含む) ●脳･神経の病気(アルコール･薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス､リウマチ､皮膚筋炎､強皮症､多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

長期休業補償(団体長期障害所得補償(GLTD))(定額型)

■歳満了型



病気やケガで働くことができない状態となり、その期間が免責期間*1
(９０日または３６５日)を超えた場合に、長期間にわたり保険金をお支払いします。

<G1タイプ、G2タイプの場合>
最長満６０歳の誕生日まで
ただし、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は、５５歳以上の場合は５年となります。

<G6タイプ、G7タイプの場合>
最長満６５歳の誕生日まで
ただし、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は、６０歳以上の場合は５年となります。

<G3タイプ、G4タイプの場合>
最長満７０歳の誕生日まで
ただし、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は、６５歳以上の場合は５年となります。

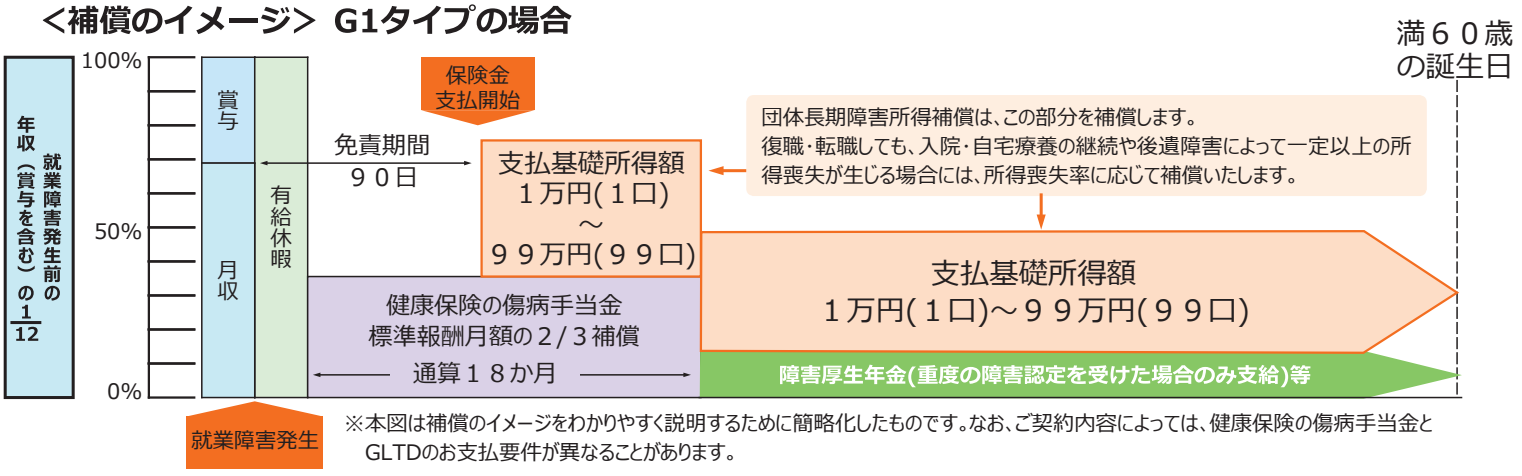
■年満了型 <G5タイプ>

病気やケガで働くことができない状態となり、その期間が免責期間*1(９０日)を超えた場合に、最長３年間保険金をお支払いします。

「働くことができない状態」とは･･･
「就業障害」の定義に該当することをいい、**実際の就業状況のみで判断するものではありません。**
また、「就業障害」の定義は、免責期間*1等の期間や特約によって異なります。詳細は、「補償の概要等」をご確認ください。

*1　保険金をお支払いしない期間をいいます。

<補償のイメージ> G1タイプの場合



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。

[認知症・メンタル疾患補償特約] <追加補償>	メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1 *1　ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は２年となります
[天災危険補償特約] <追加補償>	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。
[治療と仕事の両立支援特約] <追加補償>	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により働くことができない状態となり、早期に短時間勤務等で復職をした場合も、所定の要件を満たすときには保険金をお支払いします。*1 *1　所定の要件については、「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表(１口あたり)

保険期間：１年間
団体割引：２０％

UNIT		UNIT2						
型		本人型						
性別		男性						
タイプ名		G5タイプ	G1タイプ	G2タイプ	G6タイプ	G7タイプ	G3タイプ	G4タイプ
てん補期間*1		３年	６０歳の誕生日まで（５５歳以上の場合は５年）		６５歳の誕生日まで（６０歳以上の場合は５年）		７０歳の誕生日まで（６５歳以上の場合は５年）	
免責期間		９０日	９０日	３６５日	９０日	３６５日	９０日	３６５日
加入限度口数		９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口
支払基礎所得額(月額)		1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1：２年)		○	○	○	○	○	○	○
治療と仕事の両立支援特約		○	○	○	○	○	○	○
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	○	○
保険料 (月払)	１５～２４歳	30円	90円	70円	100円	70円	100円	70円
	２５～２９歳	30円	100円	70円	100円	70円	100円	80円
	３０～３４歳	30円	110円	80円	110円	80円	110円	80円
	３５～３９歳	40円	140円	100円	140円	100円	150円	110円
	４０～４４歳	70円	200円	150円	230円	170円	240円	180円
	４５～４９歳	110円	290円	200円	350円	250円	400円	290円
	５０～５４歳	180円	330円	230円	470円	350円	570円	440円
	５５～５９歳	300円	460円	350円	570円	400円	830円	620円
	６０～６４歳	540円	—	—	830円	610円	1,050円	700円
	６５～６９歳	840円	—	—	—	—	1,290円	930円

【支払基礎所得額・ご加入口数に関するご注意】
支払基礎所得額・ご加入口数は、**現在の平均月間所得額***2**以下**(85%以下を目安)で設定してください。就業障害となった時の平均月間所得額*2を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできません。
※転職・退職等により、保険期間の中途で**平均月間所得額***2**がご加入時の額より減少**した場合には、支払基礎所得額等の見直しを行ってください。

※保険料の他に代表証券番号ごとに制度維持費７０円が加算されます。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満１５歳以上G3・G4タイプは満６９歳以下、G6タイプ・G7タイプは満６４歳以下、G1タイプ・G2タイプは満５９歳以下、G5タイプは満６７歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。
*2 直前１２か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

! 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の事業者に所属されている場合は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、平均月間所得額*2の範囲内で設定ください。

! 最大９９口までの設定が可能です。
１００口以上の支払基礎所得額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、代理店にお問い合わせください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表(１口あたり)

保険期間：１年間
団体割引：２０％

UNIT		UNIT2						
型		本人型						
性別		女性						
タイプ名		G5タイプ	G1タイプ	G2タイプ	G6タイプ	G7タイプ	G3タイプ	G4タイプ
てん補期間*1		３年	６０歳の誕生日まで（５５歳以上の場合は５年）		６５歳の誕生日まで（６０歳以上の場合は５年）		７０歳の誕生日まで（６５歳以上の場合は５年）	
免責期間		９０日	９０日	３６５日	９０日	３６５日	９０日	３６５日
加入限度口数		９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口
支払基礎所得額(月額)		1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1：２年)		○	○	○	○	○	○	○
治療と仕事の両立支援特約		○	○	○	○	○	○	○
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	○	○
保険料 (月払)	１５～２４歳	20円	60円	50円	60円	50円	60円	50円
	２５～２９歳	20円	80円	60円	80円	60円	90円	60円
	３０～３４歳	30円	120円	90円	120円	90円	130円	100円
	３５～３９歳	50円	180円	140円	200円	150円	210円	160円
	４０～４４歳	90円	290円	210円	330円	250円	360円	270円
	４５～４９歳	140円	390円	280円	480円	350円	550円	410円
	５０～５４歳	210円	390円	280円	580円	440円	730円	560円
	５５～５９歳	310円	470円	360円	590円	420円	880円	660円
	６０～６４歳	480円	—	—	740円	540円	950円	630円
	６５～６９歳	660円	—	—	—	—	1,030円	740円

【支払基礎所得額・ご加入口数に関するご注意】
支払基礎所得額・ご加入口数は、**現在の平均月間所得額***2**以下**(85%以下を目安)で設定してください。就業障害となった時の平均月間所得額*2を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできません。
※転職・退職等により、保険期間の中途で**平均月間所得額***2**がご加入時の額より減少**した場合には、支払基礎所得額等の見直しを行ってください。

※保険料の他に代表証券番号ごとに制度維持費７０円が加算されます。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満１５歳以上G3・G4タイプは満６９歳以下、G6タイプ・G7タイプは満６４歳以下、G1タイプ・G2タイプは満５９歳以下、G5タイプは満６７歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。
*2 直前１２か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

! 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の事業者に所属されている場合は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、平均月間所得額*2の範囲内で設定ください。

! 最大９９口までの設定が可能です。
１００口以上の支払基礎所得額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、代理店にお問い合わせください。

介護補償【認知症アシスト付き】(介護への備え)

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス (認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)。

補償の型

独自基準追加型(要介護２)

公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護２用)*1と診断され、その状態が９０日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護２用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。
これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「３９歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：４０歳以上の方のみが対象
⇒「３９歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：４０歳以上６４歳以下の方は給付が限定的
⇒４０歳以上６４歳以下の方は「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金額･保険料表

保険期間：１年間
団体割引：２０％
※ご加入口数は１口のみです



UNIT		UNIT3		
型		本人型		
補償の型		独自基準追加型(要介護２)		
タイプ名		K1タイプ	K2タイプ	K3タイプ
介護補償保険金額		100万円	300万円	500万円
保険料(月払)	５～９歳	10円	10円	10円
	１０～１４歳	10円	10円	10円
	１５～１９歳	10円	10円	10円
	２０～２４歳	10円	10円	20円
	２５～２９歳	10円	30円	40円
	３０～３４歳	20円	50円	80円
	３５～３９歳	30円	90円	160円
	４０～４４歳	60円	190円	310円
	４５～４９歳	70円	220円	370円
	５０～５４歳	100円	310円	510円
	５５～５９歳	150円	440円	730円
	６０～６４歳	320円	950円	1,580円
	６５～６９歳	650円	1,960円	3,260円
	７０～７４歳	1,430円	4,300円	7,170円
	７５～７９歳	3,300円	9,890円	16,480円
	８０～８４歳	6,230円	18,690円	31,150円

※保険料の他に代表証券番号ごとに制度維持費７０円が加算されます。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満５歳以上満８４歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは



［公的介護保険制度の概要］

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、４０歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、４０歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

［公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件］

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	３９歳以下	４０歳以上６４歳以下*1	６５歳以上
被保険者	被保険者ではない	第２号被保険者	第１号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1　公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

［公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について］

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は２つに、要介護は５つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当(自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援１の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援２の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護１の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護２の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護３の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護４の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまで バックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間＊1：24時間365日
0120-708-110
＊1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・電話介護相談　：午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時
0120-428-834

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム＊1」をご利用いただくことも可能です。
＊1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 ＊2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。＊3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
＊2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
＊3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・法律相談　：午前10時～午後6時
・税務相談　：午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供　：午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談
身の回りの法律や税金に関する電話でのご相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

·メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合



職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

メンタルヘルス電話相談受付時間：午前9時～午後9時
〔日祝日を除く〕
0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

メンタルヘルスパンフレットのご提供　事業者向け

従業員の皆様のメンタルヘルスに対する意識を高めるために、小冊子をご提供します。

ストレスチェックサービス(全員加入型契約のみ)　事業者向け

ストレスチェックをWeb上で実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、集団的分析の報告書をご提供します。

メンタルヘルスケアセミナーの実施　事業者向け

臨床心理士等の専門家が研修を実施します。

·法律·税務·労務ホットライン

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

法律·税務·労務ホットライン　事業者向け

法律·税務·労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。
※本サービスは一般的なご相談にお応えするサービスであり、具体的な業務(書類作成·自社株の株価算定等)には対応いたしかねます。

·従業員教育のサポート

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

Web学習支援サービス(全員加入型契約のみ)　事業者向け

Web上で「メンタルヘルスケア」「ハラスメント」等の動画教材を視聴し、その後に確認テストを受けることができる学習コンテンツをご提供します。保険の対象となる方の氏名·所属データ等を基に動画教材を配信するため、ご契約者が一人一人の受講状況や成績情報を画面上からきめ細かく確認することができます。

**メンタルヘルスサポート、Web学習支援サービスについては、ご利用にあたっての条件があります。
事前に東京海上日動の営業担当にお問い合わせください。**

・認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
0120-775-677

・脳の健康度チェック　：午前9時～午後5時
0120-002-531

・認知症介護電話相談　：午前9時～午後5時
0120-801-276

脳の健康度チェック（のうKNOW®）

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは疾病の診断または予防に使用されることを目的としたものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1　お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2　認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*3　年会費については、お客様にご負担いただきます。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』
［ホームページアドレス］　https://tmnf-brain-training.jp

左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

ご注意ください　（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、«お問い合わせ先»までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、«お問い合わせ先»までご連絡ください。

■ 健康状態告知事項

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書（兼告知書）「回答記入欄」にご記入ください。
※「告知の大切さに関するご案内」を必ずお読みください。

所得補償（一年休業補償）、団体長期障害所得補償（長期休業補償）にご加入の方

質問1 ●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。 → あり

なし

質問2 ●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。 → あり

なし

質問3
（所得補償・団体長期障害所得補償のみ）
告知日（ご記入日）より過去2年以内に
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」と医師に診断されたことがありますか。
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」のため、医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。
（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。
※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成

→ 1つ以上あり

申し訳ございませんが、お引受けできません。

全てなし

お引受けできます。
回答をご記入のうえ、ご署名ください。

加入者票（特定疾病等不担保特約補償対象外区分）・更新加入依頼書（健康状態告知書質問事項回答欄（補償対象外となる病気・症状））にア～エの表示がされている場合（特定疾病等不担保特約が付帯されている場合）、補償対象外となる病気・症状*1は各区分ごとに下表のとおりです。

別表	補償対象外となる病気・症状*1
ア	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓）、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ	白内障、緑内障（告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

*1 主治医が右表の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。
*2 心房細動は補償の対象となります。

介護補償にご加入の方

質問1
●以下（1）～（3）のいずれかに該当しますか。
（1）現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。
（2）今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
（3）今までに、認知症、軽度認知障害（MCI）もしくはそれらの疑いまたはがん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます）で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。
●告知日（ご記入日）より過去2年以内に【A表】の病気であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気のため医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことはありますか。
（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

→ 1つ以上あり

申し訳ございませんが、お引受けできません。

全てなし

お引受けできます。 回答をご記入のうえ、ご署名*1ください。

*1 ご署名欄下の注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

ご注意事項

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでもれなくご記入ください。
2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申し込みがあったものとして取扱います。

A表　お引受けできない病気・症状

●肝硬変　●脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）　●脳しゅよう　●心筋梗塞　●心筋症　●心不全　●心房細動
●糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含みます）　●うつ病　●双極性障害（躁うつ病）　●統合失調症　●アルコール依存症　●パーキンソン病
●アルツハイマー病　●レビー小体病　●前頭側頭葉変性症　●ピック病●（骨折歴を伴う）骨粗しょう症　●関節炎（リウマチ性、変形性）

告知方法

所得補償　団体長期障害所得補償(GLTD)　の場合

▶健康状態に関する告知方法は**個別告知**と**一括告知方式**があります。

下記、要件を満たす場合は、代表者による一括告知で加入手続きが可能で事業者の制度導入時の手続きはスムーズです。(一括告知とは、事業者の代表者が従業員の健康状態を一括して告知する方式です。)

一括告知の適用条件

①事業者等の従業員等全員を被保険者とすること*

②定期的に健康診断が行われており、事業者等が従業員等の健康状態を把握することができること

③ 所得補償　従業員が10名以上の事業者等であること

　団体長期障害所得補償(GLTD)　従業員が5名以上の事業者等であること

*健康状態告知書の内容や年齢により引受できない従業員は除く

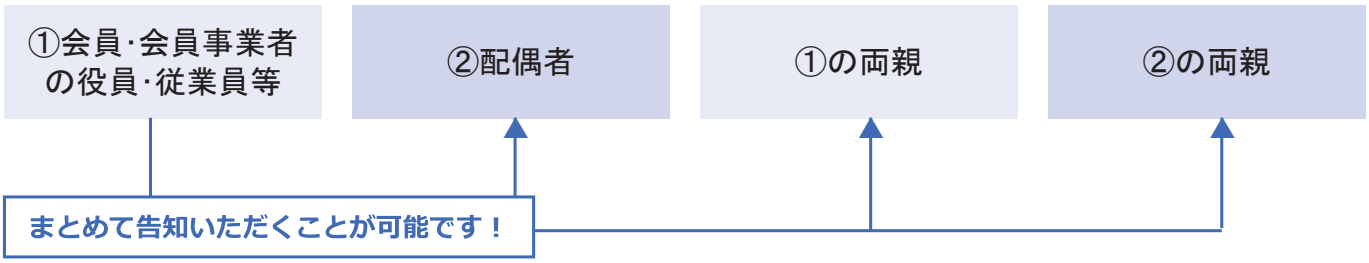
介護補償　の場合

▶健康状態に関する告知方法は
個別告知と**ご家族まるごと告知方式**があります。

［ご家族まるごと告知］

会員･会員事業者の役員、従業員等の方が、加入対象となるご家族をまとめて告知いただくことが可能です。

加入対象者



■団体総合生活保険　補償の概要等

保険期間：１年

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

所得補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業不能になった場合＊1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

＊1　骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[所得補償基本特約]《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間＊1(７日)を超えた場合に、最長１年保険金をお支払いします。

▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)＊2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊1　保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)。

＊2　「てん補期間＊4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、４日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、１か月を３０日として日割りで計算します。

＊3　免責期間＊1が始まる直前１２か月における保険の対象となる方の所得＊5の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をセットしている場合は、183,000円となります。)。

＊4　同一の病気やケガによる就業不能＊6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間＊1終了日の翌日からの期間)のことをいい、この契約では１年となります。

＊5　「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

＊6　就業不能が終了した後、その日を含めて１８０日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

[所得補償基本特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業不能＊1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能
・妊娠または出産による就業不能
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能
・保険の対象となる方が被ったアルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能＊2＊3
・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて１年を経過した日の翌日の午前０時時点で既に発生している就業不能

等

＊1　「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能に対しても保険金をお支払いします。

＊2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。

＊3　就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態＊1＊2をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

＊1　例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

＊2　保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)。

団体長期障害所得補償(GLTD*1)定額型

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[団体長期障害所得補償基本特約]《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合

▶就業障害期間*2　1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(１００%)

ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

*1　保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*2　「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を３０日として日割りで計算します。)。

*3　保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。

*4　病気やケガにより全く就業できない場合は１００%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

$$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$$

ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

*5　就業障害が開始した日の属する月の直前１２か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。

*6　同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。

*7　免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。

*8　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*9　就業障害が終了した後、その日を含めて１８０日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

[団体長期障害所得補償基本特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業障害*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害
・妊娠または出産による就業障害
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*2を限度にお支払対象となります。)
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害
・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4

等

*1　「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害に対しても保険金をお支払いします。

*2　「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。

*3　初年度契約の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。

*4　就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義:定義A)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」をご確認ください。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか*2、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が２０%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が２０%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」をセットしている場合のみ
免責期間中の「就業障害」について、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。

*1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が２０%を超えないときは、就業障害に該当しません。

介護補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護３以上から要介護２以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態(要介護２用)の追加補償特約]

[独自基準追加型(要介護２)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から９０日を超えて継続した場合

①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま１０秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても５m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。

②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。

・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。

ア. ２つ以上の行為についてできない状態

イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて３つ以上ある状態

・認知症により以下に記載する問題行為が２項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも１か月間に１回以上の頻度で現れる状態をいいます。

(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
(14) 外出すると病院、施設、家等に１人で戻れなくなることがある。
(15) １人で外に出たがり目を離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(22) 自力で内服薬を服用できない。
(23) 金銭の管理ができない。
(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。
(25) 現在の季節を理解できない。
(26) 今いる場所の認識ができない。

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方１名につき１回に限ります。

《保険金をお支払いしない主な場合》（介護補償）

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
・先天性疾患によって生じた要介護状態
・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。
*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償基本級別一覧

下表から該当の職業・職務名をご確認いただき、基本級別をご選択ください。
該当の職業・職務名がない場合や、ご不明点等がございましたら取扱代理店にお問い合わせください。

職業・職務名		基本級別
事務職	一般事務従事者（一般事務員、会計事務員）	1
	管理的職業従事者（会社役員、部長、課長） ※作業労働に従事する方は、その作業に該当する基本級別をご選択ください。	
営業職	商品販売従事者（飲食店、小売店、卸売店の店主および従業員で下記以外のもの）	1
	商品販売従事者（危険物、重量物を取り扱うもの）	2
	商品訪問販売員、呼売販売員、露店販売員	3
自動車運転者	貨物自動車運転者、乗用自動車運転者、左記以外の自動車運転者	3
運輸従事者	下記以外の運輸従事者	2
	船舶関係従事者、船内作業者、沿岸作業者（港湾運搬作業者を除く）、運送業	3
	航空機乗組員、航空機使用事業従事者・自家用航空機乗組員	（個別にご相談ください）
金属製造加工作業者	下記以外の金属材料製造作業者・金属加工作業者	3
	炉（ボイラー）火焚き作業従事者、架橋、瓦斯溜等大規模のものの組立工および高所（3階以上）作業者	4
建設作業者	室内装飾工、測量員、じゅうたん張工	1
	下記以外の建設作業者、土木作業者	3
	舗装作業員、コンクリートはつり工、れんが積工・タイル張工・屋根ふき工のうち高所（3階以上）作業者、高所（3階以上）・橋りょう等の大規模な作業に従事する大工、とび工	4

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］　契約概要 **保険商品の内容をご理解いただくための事項**　　注意喚起情報 **ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項**

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください ＊2 。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4 保険金額等の設定

契約概要

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

（金融庁ホームページ）

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊2以下(平均月間所得額＊2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊3×約定給付率とします。
＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
＊3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
＊4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法

契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金･契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金･契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項･通知事項一覧]

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

基本補償･特約 / 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	－	－	★	★	★*3	－
職業･職務*4	－	☆	－	－	－	－
健康状態告知*5	－	★	★	★	★	－

※すべての補償について「他の保険契約等＊6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
＊3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
＊4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
＊5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
＊6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

[所得補償･団体長期障害所得補償･医療補償･がん補償･介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者＊7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

＊7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
　a. 婚姻意思＊8を有すること
　b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
＊8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊10。

●責任開始日＊9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。

＊9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
＊10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
＊11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気･症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

［傷害補償］
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。
＊1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

［がん補償］
保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、１名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
＊2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。

4 現在のご加入の解約･減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

［通知事項］
加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-１ 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］
●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
●借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●こども傷害補償
ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者が変更となった場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入後の変更］
●すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから１か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。
●がん補償
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

［保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合］
●所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
●上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]
所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[更新後契約の補償内容を縮小する場合]
がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

[保険金請求忘れのご確認]
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]
更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または３親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1．保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2．特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3．ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効(３年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1．保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2．相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3．保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

パンフレット等記載の
《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター

注意喚起情報

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241（全国共通）　受付時間：午前９時15分～午後５時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合

引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：**24時間365日**

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット･重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　　□保険金額*1、免責金額(自己負担額)
□保険期間　　□保険料･保険料払込方法
□保険の対象となる方
*1　団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	所得補償	団体 長期障害 所得補償	介護補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	○	○
□加入依頼書等の「職業･職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	—	—
□保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？ (平均月間所得額*2を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額 *2がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*1の見直しを行ってください。) なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1　団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2　「平均月間所得額」とは、加入申込み直前１２か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットしている場合は、183,000円となります。	○	○	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *3　介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	○	○	○ *3
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○

3．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務･通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1　例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間		２０２６年７月２１日から２０２６年９月３０日まで
保険料の払込方法		ご指定の口座より毎月引き落とします(１２月２８日より引落開始)。 ※金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSｼｮｳｺｳｶｲ」「MBS」等と記帳されます。 ※保険料の他に代表証券番号ごとに制度維持費７０円が加算されます。
新規ご加入の方		**「加入依頼書」および「口座振替依頼書」の必要事項をご記入・ご捺印のうえ、団体宛にご提出ください。**
現在ご加入の方	**変更を希望される方**	２０２６年８月末日までに、《お問い合わせ先》記載の代理店までご連絡ください。 更新を希望されない方も同様にお手続きください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(**自動更新になります。**)。*1
随時加入OK！ **上記募集期間終了後の取扱い**		新規加入・加入内容変更の受付を随時させていただきます。 ご加入手続きについては、《お問い合わせ先》記載の代理店までご連絡ください。 中途募集期間：２０２６年１０月１日から２０２７年８月３１日まで 加入者保険期間：お申込み月の翌月１日午前０時から２０２７年１０月１日午後４時まで 保険料の払込方法：ご指定の口座より毎月引き落とします(加入者保険期間開始日の翌々月２７日より引落開始)。 ※金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSｼｮｳｺｳｶｲ」「MBS」等と記帳されます。 ※保険料の他に代表証券番号ごとに制度維持費７０円が加算されます。

■この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会が有します。

東京海上日動は契約者である全国商工会連合会および商工会会員等に団体の構成員であるかの確認を行うことがあります。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

＊１ <ご注意>　現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合

役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。同一の口座から保険料を引き落とす際、保険料引落口座を設定する加入者証券番号を代表証券番号といいます。制度維持費は「代表証券番号」単位で付加されます。

商工会名

お問い合わせ先
【代理店/保険会社】

E14-87770 改定 202607
<2026年10月1日以降始期契約用>
26TX-001499 2026年7月